

議 案 目 録

令和6年(2024年)6月10日

番 号	件 名
議案第 50 号	令和6年度(2024年度)彦根市一般会計補正予算(第3号)
議案第 51 号	令和6年度(2024年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 52 号	彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 53 号	彦根市市税条例の一部を改正する条例案
議案第 54 号	ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 55 号	みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 56 号	彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 57 号	彦根市景観条例の一部を改正する条例案
議案第 58 号	彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 59 号	彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 60 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 61 号	財産の取得につき議決を求めることについて
報告第 8 号	令和6年度(2024年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について
報告第 9 号	第37期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について
報告第 10 号	第22期株式会社四番町スクエアの事業計画について
報告第 11 号	令和5年度(2023年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について
報告第 12 号	令和5年度(2023年度)彦根市事故繰越し繰越計算書について
報告第 13 号	令和5年度(2023年度)彦根市病院事業会計予算繰越しについて
報告第 14 号	令和5年度(2023年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて
報告第 15 号	令和5年度(2023年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて

議案第 52 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年彦根市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

彦根市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市市税条例の一部を改正する条例

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条の 6 第 1 項中「もしくは金銭」を削り、同項第 1 号中「および第 3 号に掲げる寄附金(同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)ならびに」を「から第 4 号までに掲げる寄附金および」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

付則第 4 条の 2 を次のように改める。

第 4 条の 2 削除

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 30 号)の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の彦根市市税条例第 34 条の 6 第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 1 号中「寄附金および」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)および」とする。

議案第 54 号

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

ひこね市文化プラザの設置および管理に関する条例(平成 8 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 号中「第 5 条各号」を「第 6 条各号」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 7 条関係)

使用料

区分		基本使用料(円)						
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	18 時から 22 時まで	9 時から 17 時まで	13 時から 22 時まで	9 時から 22 時まで	
グランドホール	平日	37,690	64,420	83,280	92,700	133,540	168,120	
	休日等	48,700	83,280	108,420	120,990	174,420	218,410	
エコーホール	平日	9,420	17,280	21,990	23,550	36,120	43,990	
	休日等	12,550	21,990	28,270	31,420	47,130	56,550	
メッセホール	平日	9,100	14,440	19,320	21,670	30,790	39,750	
	休日等	10,990	15,700	21,990	25,120	34,540	45,550	
楽屋	グランドホール	第 1 楽屋	1,540	2,020	2,190	3,300	3,750	5,170
		第 2 楽屋	1,540	2,020	2,190	3,300	3,750	5,170
		第 3 楽屋	1,540	2,020	2,190	3,300	3,750	5,170
		第 4 楽屋	2,340	3,120	3,450	5,020	5,950	7,990
		第 5 楽屋	2,340	3,120	3,450	5,020	5,950	7,990
	共用	第 6 楽屋	2,340	3,120	3,450	5,020	5,950	7,990

エコー ホール	第7楽屋	1,540	2,020	2,190	3,300	3,750	5,170
	第8楽屋	780	1,090	1,240	1,720	2,190	2,820
	第9楽屋	780	1,090	1,240	1,720	2,190	2,820
	第10楽屋	1,540	2,020	2,190	3,300	3,750	5,170
第1リハーサル室		6,420	8,620	9,420	13,500	16,170	21,990
第2リハーサル室		1,870	2,340	2,650	3,910	4,390	5,950
特別会議室		3,120	4,350	4,750	6,660	8,020	10,880
視聴覚室		3,120	4,350	4,750	6,660	8,020	10,880
和室研修室		2,440	3,120	3,530	5,030	5,980	8,020
第1研修室		1,620	2,020	2,300	3,390	3,800	5,160
第2研修 室	全面	3,120	4,060	4,480	6,660	7,610	10,330
	半面	1,620	2,020	2,300	3,390	3,800	5,160
第3研修 室	全面	3,120	4,060	4,480	6,660	7,610	10,330
	半面	1,620	2,020	2,300	3,390	3,800	5,160
第4研修室		2,500	3,250	3,590	5,330	6,090	8,280
第5研修室		1,620	2,020	2,300	3,390	3,800	5,160
展示ロビー		1,620	2,020	2,300	3,390	3,800	5,160
ギャラリー		3,120	4,350	4,750	6,660	8,020	10,880

付 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第12条第3号の改正規定および付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表に規定する第4研修室および第5研修室の使用の手続その他当該第4研修室および第5研修室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においてもこの条例の規定の例により行うことができる。

議案第 55 号

みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

みずほ文化センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

みずほ文化センターの設置および管理に関する条例(平成 10 年彦根市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 号中「第 6 条各号」を「第 8 条各号」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第 9 条関係)

使用料

区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		8 時 30 分 から 12 時 まで	13 時から 17 時まで	18 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 17 時 まで	13 時から 21 時まで	8 時 30 分 から 21 時 まで	
多 目 的 ホ ー ル	平 日	舞台・客席使 用(電動椅子を 含む。)	円 15,850	円 23,400	円 22,450	円 35,190	円 41,320	円 56,100
		舞台・客席使 用(電動椅子を 除く。)	11,140	16,320	15,700	24,640	29,050	39,270
		客席使用(電動 椅子を含む。)	11,360	16,870	15,920	25,120	29,480	40,170
		客席使用(電動 椅子を除く。)	7,990	11,770	11,140	17,590	20,730	28,120
	休 日 等	舞台・客席使 用(電動椅子を 含む。)	20,580	30,480	29,220	45,720	53,730	72,900

	舞台・客席使用(電動椅子を除く。)	14,440	21,340	20,410	32,040	37,540	51,040
	客席使用(電動椅子を含む。)	14,750	21,730	20,880	32,700	38,420	52,270
	客席使用(電動椅子を除く。)	10,350	15,220	14,590	22,920	26,850	36,600
楽屋		1,390	1,540	1,240	2,650	2,500	3,910
練習室(1)		1,070	1,200	940	2,300	2,020	2,990
練習室(2)		800	800	670	1,490	1,200	2,020
練習室(3)		530	670	530	940	940	1,490
展示コーナー		1,070	1,200	940	2,300	2,020	2,990

付 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第14条第3号の改正規定および付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表に規定する多目的ホールの使用の手続その他当該多目的ホールを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においてもこの条例の規定の例により行うことができる。

議案第 56 号

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例
第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改
める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改
める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改
める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改
める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

彦根市景観条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市景観条例の一部を改正する条例

彦根市景観条例(平成 7 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

「
目次中「第 9 章 雑則(第 34 条)」を 第 9 章 彦根市景観アドバイザー(第 34 条―第 37
第 10 章 雑則(第 38 条)
条) に改める。

」
第 9 条の見出し中「景観形成地域および景観形成地区」を「重点地区および一般地区」に改め、同条第 1 項中「景観計画を補完するため、特に必要と認める区域を景観形成地域または景観形成地区(以下「地域・地区」という。)」を「景観計画区域のうち、重点的に景観形成を図る必要があると認める地区を重点地区、その他の地区を一般地区」に改め、同条第 2 項中「地域・地区を指定する」を「前項の規定による指定をする」に、「当該地域・地区」を「当該指定する地区」に、「景観形成方針」を「景観形成基本方針」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 市長は、重点地区のうち特に景観形成を図るために必要があると認める区域について、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 1 項に規定する都市計画に景観地区または地区計画等を定めることその他特に景観形成を図るために必要と認められる措置を講ずることができ
る。

第 9 条第 4 項中「市長は、地域・地区」を「前条第 1 項の規定は、重点地区および一般地区」

に、「景観形成方針」を「景観形成基本方針」に、「するときは、前条の規定を」を「するときについて」に改める。

第 10 条を次のように改める。

(事前協議)

第 10 条 法第 16 条第 1 項および第 2 項の規定による届出または同条第 5 項の規定による通知を要する行為のうち規則で定める行為をしようとする者は、当該行為の計画および内容について、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議(以下「事前協議」という。)は、当該行為に着手する日の 90 日前までに市長に申し出なければならない。

第 10 条の次に次の 2 条を加える。

(措置の要請)

第 10 条の 2 市長は、事前協議の申出があった場合において、当該行為が景観計画に定める基準に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該事前協議を申し出た者(次条において「申出者」という。)に対し必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による要請を行う場合において、必要があると認めるときは、彦根市景観審議会または彦根市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(事前協議の終了等)

第 10 条の 3 事前協議は、次の各号のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(1) 事前協議が調ったとき。

(2) 申出者が、規則で定めるところにより、事前協議を終了する旨を市長に申し出たとき。

2 市長は、事前協議が終了したときは、その結果を申出者に通知するものとする。

第 11 条中「。以下「政令」という。」を削り、「掲げる行為」の次に「(重点地区で行われるものに限る。)」を加える。

第 12 条を次のように改める。

(届出を要しない行為)

第 12 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 重点地区 次に掲げる行為

ア 法令(条例を含む。)の規定に基づき許可もしくは認可を受け、または協議をして行う行為のうち、景観形成のための措置が講じられる行為で規則で定めるもの

イ その他規則で定める行為

(2) 一般地区 規則で定める行為

第 12 条の次に次の 2 条を加える。

(届出書の添付図書)

第 12 条の 2 景観法施行規則(平成 16 年国土交通省令第 100 号)第 1 条第 2 項第 4 号の条例で定める図書は、建築物または工作物の平面図その他規則で定める図書とする。

(完了等の届出)

第 12 条の 3 法第 16 条第 1 項または第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、または廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第 13 条中「ならびに第 11 条ならびに第 12 条に掲げる行為のうち、届出」を「の届出」に、「すべて」を「全て」に改める。

第 14 条中「により」を「または第 2 項の規定による」に、「講じるよう」を「講ずるよう」に改める。

第 15 条の見出し中「勧告、命令」を「勧告等」に改め、同条中「、第 17 条の規定による要請等の同法またはこの条例に基づく処分その他の行為」を「および第 17 条の規定による要請」に改める。

第 16 条第 1 項中「前 2 条の規定による」を「前条に規定する」に、「市に」を「、市長に」に改める。

第 17 条中「地域・地区の空地・建築物等が当該地域・地区」を「重点地区の空地、建築物等が当該重点地区」に、「空地・建築物等所有者」を「空地、建築物等の所有者」に改める。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(景観重要建造物および景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 19 条の 2 法第 25 条第 2 項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することがないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造および設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 法第 33 条第 2 項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとお

りとする。

(1) 景観重要樹木を良好に保全するため、せんだいその他の必要な措置を講ずること。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の必要な措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第25条第1項中「市長は、」の次に「地域の」を加え、「建築物等および」を「建築物」に、「または施工者」を「、施工者その他の関係者」に改め、同条第2項中「個人および団体の活動について、」を「活動を行った個人または団体を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前2項の規定により表彰しようとするときは、あらかじめ彦根市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第26条を次のように改める。

(景観重要建造物および景観重要樹木に係る助成等)

第26条 市長は、景観重要建造物および景観重要樹木の所有者に対し、その保全等のために技術的援助を行い、またはその保全等に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第27条中「第22条」を「第22条第2項」に改め、「締結した者」の次に「または第23条第1項の規定により認定した市民団体」を加え、「その行為、活動もしくは運営」を「その活動」に改め、「一部を」の次に「予算の範囲内において」を加える。

第28条第2項中「に応じ、」の次に「次に掲げる」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 法第61条第1項の規定による景観地区の決定または景観地区の変更

(2) 法第92条第1項の規定による景観整備機構の指定または法第95条第3項の規定による景観整備機構の指定の取消し

(3) 前2号に掲げるもののほか、法またはこの条例に基づく処分その他の行為をしようとする場合において市長が必要があると認める事項

第31条中「4年」の次に「とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、再任を妨げない。

第9章中第34条を第38条とする。

第9章を第10章とする。

第8章の次に次の1章を加える。

第9章 彦根市景観アドバイザー

(彦根市景観アドバイザーの設置)

第 34 条 市長は、市民および事業者に対し、景観形成を適切に誘導するため、彦根市景観アドバイザーを置くことができる。

(彦根市景観アドバイザーの委嘱等)

第 35 条 彦根市景観アドバイザーは、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長は、前項の規定により彦根市景観アドバイザーを委嘱しようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(彦根市景観アドバイザーの任期)

第 36 条 彦根市景観アドバイザーの任期は、4 年とする。ただし、再任を妨げない。

(規則への委任)

第 37 条 この章に定めるもののほか、彦根市景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条から第 16 条まで、第 28 条および第 31 条の改正規定ならびに次項および第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の彦根市景観条例(以下「新条例」という。)第 9 条第 4 項において準用する新条例第 8 条第 1 項の規定の例により、新条例第 9 条第 1 項の重点地区および一般地区の指定ならびに同条第 2 項の景観形成基本方針の策定のために、彦根市景観審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、施行日前においても、新条例第 9 条第 3 項の規定による都市計画への措置および新条例第 35 条の規定による彦根市景観アドバイザーの委嘱に関し必要な手続その他の行為をすることができる。

(経過措置)

4 新条例第 10 条から第 10 条の 3 までの規定は、令和 7 年 7 月 1 日以後に着手することとなる行為(規則で定める行為を除く。)について適用し、同日前に着手する行為(規則で定める行為を含む。)については、なお従前の例による。

5 新条例第 11 条から第 12 条の 3 までの規定は、令和 7 年 5 月 1 日以後に着手することとなる行為(規則で定める行為を除く。)について適用し、同日前に着手する行為(規則で定める行為

を含む。)については、なお従前の例による。

- 6 新条例第 26 条および第 27 条の規定による助成は、施行日以後の行為に係る経費について適用する。

議案第 58 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

評価療養等告示に規定する後発医薬品のある新医薬品等の処方等または調剤に係る費用	評価療養等告示第 2 条第 15 号に規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)のある同号に規定する新医薬品等(以下「先発医薬品」という。)の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に 4 分の 1 を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に 10 円を乗じて得た額
---	---

付 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 59 号

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改
正する条例

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例(平成 24 年彦根
市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

財産の取得につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和 田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

消防ポンプ自動車(CD-I 型)

2 契約金額

25,672,160 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 兵庫県三田市テクノパーク 32 番地
- (2) 名 称 株式会社モリタ 関西支店
- (3) 代表者 支店長 谷 口 裕 和

4 契約方法

指名競争入札

議案第 61 号

財産の取得につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和 田 裕 行

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

彦根市立中学校 生徒用机

2 契約単価

1 台当たり 6,589 円

3 数量および購入額(見込み)

2,164 台 14,258,596 円

4 契約の相手方

- (1) 所在地 彦根市彦富町 1440 番地 1
- (2) 名 称 オフィストータル株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 西 澤 悟

5 契約方法

指名競争入札

報告第 8 号

令和 6 年度(2024 年度)一般財団法人彦根市事業公社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 6 年度(2024 年度)の一般財団法人彦根市事業公社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 9 号

第 37 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 37 期彦根総合地方卸売市場株式会社の事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 10 号

第 22 期株式会社四番町スクエアの事業計画について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 22 期株式会社四番町スクエアの事業の計画に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

報告第 11 号

令和 5 年度(2023 年度)彦根市繰越明許費繰越計算書について

令和 5 年度(2023 年度)彦根市一般会計予算および令和 5 年度(2023 年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算のうち、繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

令和5年度(2023年度)繰越明許費繰越計算書 (単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内			一般財源	
						既収入特定財源	未収入特定財源	市債		
総務	費	総務管理費	庁舎維持管理事業	5,390	5,390				5,390	
		戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務	13,090	13,090		13,090			
一般	民生費	社会福祉費	コンビニ交付事務	2,926	2,156		2,156			
			低所得者支援および定額減税補給金支給事業	417,839	416,446		416,446			
		彦根市老人福祉センター運営事業	9,660	9,660			7,700		1,960	
			彦根市デイサービスセンター運営事業	708	708					708
		介護保険基盤整備事業	36,600	36,600			36,600			
		障害者施設整備事業	9,033	9,033				7,200	1,833	
		児童福祉費	1,210	1,210				1,000	210	
		衛生費	保健衛生費	1,201	1,157			1,157		
			清掃費	7,348	7,348					7,348
		農産	水費	農業費	団営土地改良事業	39,000	39,000			35,100
小規模土地改良事業	210				210					210

令和5年度(2023年度)繰越明許費繰越計算書 (単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内			一般財源
						既収入特定財源	未収入特定財源	市債	
			農道管理事業	6,901	6,901			6,200	701
	商工費	商工費	湖東圏域観光レインタサイクル事業	1,539	1,539				1,539
	土木費	道路橋りょう費	中山道線ほか1線道路改良事業	48,739	46,303		20,646	24,400	1,257
			東沼波原線道路改良事業	2,944	2,944		1,143	1,000	801
			石寺稲里線道路改良事業	23,227	17,848		6,262	10,400	1,186
			芹橋彦富線(彦富工区)道路改良事業	68,797	13,396		7,147	5,400	849
			橋りょう長寿命化推進事業	29,517	29,517		15,684	12,600	1,233
			通学路等安全対策事業	18,935	17,700		9,075	8,400	225
			駅関連施設等維持管理事業	35,701	35,701			31,400	4,301
		河川費	河川新設改良事業	2,700	2,273			1,700	573
			大黒川外河川改良事業	60,700	60,700			45,500	15,200
		都市計画費	土地利用計画業務	1,000	1,000				1,000
			都市施設整備事業	41,800	41,800		17,500	21,800	2,500

令和5年度(2023年度)繰越明許費繰越計算書 (単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内			一般財源
						既収入特定財源	未収入特定財源	市債	
			J R 稲枝駅周辺整備事業	73,488	73,488		30,589	41,600	1,299
			立花船町線街路事業	110,430	73,429		25,738	42,800	4,891
			松原町大黒前鴨ノ巣線街路事業	80,732	80,730		32,173	43,600	4,957
			金亀公園整備事業	130,897	113,293		49,581	59,000	4,712
消費	防費		車両整備事業	21,831	21,831			18,600	3,231
教育	費	教育総務費	特別支援教育総合事業	225	120				120
		小学校費	学びの保障事業	156	156		78		78
			小学校各所整備改修事業	59,538	57,035		23,273	29,700	4,062
			小学校教育用コンピュータ整備事業	705	705				705
		中学校費	学びの保障事業	1,394	1,394		697		697
			中学校各所整備改修事業	32,032	32,032		13,755	18,200	77
			中学校教育用コンピュータ整備事業	291	291				291
		社会教育費	文化施設適正管理事業	7,935	7,266			6,500	766

令和5年度(2023年度)繰越明許費繰越計算書 (単位 千円)

会計名	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内			一般財源
						既収入特定財源	未収入特定財源	市債	
			地区公民館整備事業	4,191	4,191		3,700		491
			彦根城博物館管理運営事業	33,345	33,345				33,345
			博物館施設適正管理事業	20,467	20,467		18,400		2,067
		保健体育費	彦根市スポーツ・文化交流センター整備事業	50,975	50,975		41,700		9,275
	計			1,515,347	1,390,378	722,790	543,600		123,988
特別 農業水 事集 業落 計	施設費	施設費	施設管理事業	15,510	15,510				15,510
	計			15,510	15,510				15,510
	合計			1,530,857	1,405,888	722,790	543,600		139,498

報告第 12 号

令和 5 年度(2023 年度)彦根市事故繰越し繰越し計算書について

令和 5 年度(2023 年度)彦根市一般会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

令和5年度(2023年度)事故繰越し繰越計算書

(単位 千円)

会計名	款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 未済額	支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
					支出済額	未済額				既収入 特財	未収入特定財源	一般財源	
一般会計	教育費	社会教育費	彦根城維持管理事業	1,194		1,194			1,194			1,194	特別史跡彦根城跡内に電気を引き込むための高圧ケーブルを更新する必要があるが、契約後に資材製造メーカーの受注が停止されたことにより納期が遅れ、年度内の工事完了が困難となったため、繰越すもの
	計			1,194		1,194			1,194		1,194		
	合計			1,194		1,194			1,194			1,194	

報告第 13 号

令和 5 年度(2023 年度)彦根市病院事業会計予算繰越しについて

令和 5 年度(2023 年度)彦根市病院事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

令和5年度（2023年度）彦根市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国庫 補助金	工事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定留 保資金	
収益的支出	医業費用	非常用発電機 発電基盤交換	16,500		16,500					16,500	世界的な電子部品の供給不足の影響により、発電機基盤等の製造に遅れが生じたため繰り越すもの
		計	16,500		16,500					16,500	

(単位 千円)

報告第 14 号

令和 5 年度(2023 年度)彦根市水道事業会計予算繰越しについて

令和 5 年度(2023 年度)彦根市水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

令和5年度（2023年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国庫 補助金	工 事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金	
資本的支出	建設改良費	東沼波水源系監視 制御設備ほか改修 工事 (東沼波町ほか)	116,160		116,160	116,100				60	中期経営計画に基づき実施するものであるが、監視装置やポンプなど設備の製造に時間を要するため繰り越すもの
		R5仏生寺町ほか送 水管布設替工事 (仏生寺町ほか)	11,209		11,209		11,209				県道整備工事に伴い布設替工事を行うものであるが、工事間調整に時間を要したため繰り越すもの
		R5松原町配水管布 設替工事 (松原町)	46,228		46,228					46,228	老朽管更新計画に基づき実施するものであるが、関係機関との調整により時間を要したため繰り越すもの
		R5松原一丁目ほか 配水管布設替工事 (松原一丁目ほか)	11,347		11,347					11,347	市道路事業に伴い布設替工事を行うものであるが、事業間調整に時間を要したため繰り越すもの
		大藪浄水場自家発 電設備改修工事 (八坂町)	147,656		145,200	145,200					中期経営計画に基づき実施するものであるが、電気設備の製造に時間を要するため繰り越すもの
		大藪浄水場自家発 電機棟築造工事 (八坂町)	65,257		56,232	56,200				32	中期経営計画に基づき実施するものであるが、設備機器の製造に時間を要するため繰り越すもの
		R5高宮町ほか配水 管布設替工事 (高宮町ほか)	30,670		30,670			12,171		18,499	下水道工事に伴い配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R5野田山町配水管 布設替工事 (野田山町)	42,838		42,838			16,982		25,856	下水道工事に伴い配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの

令和5年度（2023年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				損益勘定 留保資金	説 明
						企業債	国庫 補助金	工 事 負担金	既収入 特定財源		
資本的支出	建設改良費	R5高宮町ほか配水管布設替工事（その2） （高宮町ほか）	77,214		77,214			32,277		44,937	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R5肥田町配水管布設替工事 （肥田町）	46,137		46,137			22,418		23,719	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R5正法寺町配水管布設替工事 （正法寺町）	44,010		44,010			21,925		22,085	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R5高宮町配水管布設替工事 （高宮町）	25,569		25,569			21,162		4,407	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R5野田山町配水管布設替工事（その2） （野田山町）	31,582		31,582			17,793		13,789	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R5極楽寺町ほか配水管布設替工事 （極楽寺町ほか）	16,323		16,323			13,528		2,795	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R5高宮町配水管布設替工事（その2） （高宮町）	1,937		1,937			1,165		772	下水道工事に伴う配水管布設替工事であるが、水道工事は共同施工しているものの、部分的に単独施工分の布設替工事や仮設管撤去工事を施工しなければならぬため繰り越すもの
		R5原町配水管布設替工事 （原町）	40,000		40,000					40,000	県道整備工事に伴う布設替工事を行うものであるが、工事間調整に時間を要したため繰り越すもの

令和5年度（2023年度）彦根市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説 明
						企業債	国庫 補助金	工事 負担金	既収入 特定財源	損益勘定 留保資金	
資本的支出	建設改良費	R5原町配水管布設 替工事（その2） （原町）	10,000		10,000					10,000	市道路事業に伴い布設替工事を行うものであるが、事業間調整に時間を要したため繰り越すもの
		R5彦根市内配水管 布設跡舗装復旧工 事 （長曾根町ほか）	33,000		33,000					33,000	管布設に伴う舗装本復旧を行うものであるが、関係機関との調整に時間を要したため繰り越すもの
		R5高宮町配水管布 設替工事（その3） （高宮町）	8,044		8,044					8,044	市道路事業に伴い布設替工事を行うものであるが、事業間調整に時間を要したため繰り越すもの
		東沼波水源系監視 制御設備ほか改修 工事施工監理委託 業務	4,096	2,591	1,505					1,505	中期経営計画に基づき実施する「東沼波水源系監視制御設備ほか改修工事」の施工監理を行うものであるが、工事の繰越に伴い繰り越すもの
		大蔵浄水場自家発 電設備更新工事施 工監理委託業務	7,580		7,580					7,580	中期経営計画に基づき実施する「大蔵浄水場自家発電設備更新工事」の施工監理を行うものであるが、工事の繰越に伴い繰り越すもの
		計	816,857	2,591	802,785	317,500	170,630			314,655	

報告第 15 号

令和 5 年度(2023 年度)彦根市下水道事業会計予算繰越しについて

令和 5 年度(2023 年度)彦根市下水道事業会計予算の一部を次のとおり繰り越したので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年(2024 年)6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

令和5年度（2023年度）彦根市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 千円)

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説 明	
						企業債	国 県 補助金	工 事 負担金	既収入 特定財源		損益勘定 留保資金
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業	702,896	422,825	280,071	177,500	80,528			22,043	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの
		特定環境保全公共 下水道事業	314,068	206,990	107,078	70,500	24,504			12,074	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの
		浸水対策下水道事 業(雨水対策)	36,314	31,514	4,800	1,200	1,400			2,200	関係機関との調整に不測の日数を要し、設計・契約事務等に遅れが生じたため繰り越すもの
		固定資産購入費	240	140	100					100	地権者との調整に不測の日数を要し、年度中の用地取得が完了しなかったため繰り越すもの
		計	1,053,518	661,469	392,049	249,200	106,432			36,417	